

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号93)

【被害者視点に基づく加害者への対応】

加害者の施策は、加害者をいかに取り扱うかという加害者側の視点からつくられている。被害者が副次的な被害に苦しめられることがないよう、被害者視点にもとづく加害者への施策を実施してほしい。

【検討結果】

犯罪被害者等やその支援団体の方々の協力などを得ながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。

また、地方更生保護委員会が、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の申出に応じ、仮釈放等に関する意見等を聴取する制度の下で、聴取した意見等を仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させるなど、仮釈放等の審理において、より一層適切に犯罪被害者等の意見等がしんしゃくされるように努めるとともに、保護観察所が、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底していく。

さらに、保護観察対象者に対しては、その問題性に応じて行う専門的処遇プログラムの内容等の充実に努めるとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定して義務付け、適切に実施していく。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を引き続き、適切に実施していく。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(22) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に收容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

ア 法務省において、矯正施設に收容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。

イ 法務省において、保護処分執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向け

た保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。

(25) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被收容者に対する更生プログラムの整備等

ア 法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被收容者に対する罪の意識の覚せいを図る指導、交通安全教育等を推進し、遵法精神、責任観念をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人として更生させることに努める。

イ 法務省において、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者等や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、被害者の心情等を理解させるための指導の一層の充実を図り、交通事犯被收容者の更生のためにより有効なプログラムの整備に努める。

(26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。

(27) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【備考】

・ 矯正施設においては、平成16年に、被害者支援団体の代表者や犯罪被害者に関する専門研究に携わる大学関係者などをメンバーとして「被害者の視点を取り入れた教育」研究会を開催し、同研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラム等に基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、犯罪被害者等や支援団体の方々をゲストスピーカーとしてお招きし、被收容者に対し直接講話等を行っていただくなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。

・ 下記のとおり、被害者視点に配慮した保護観察等の施策を実施している。

(1) 仮釈放等審理における被害者等意見の聴取【V、第3の1(27)】

仮釈放等審理における意見聴取制度の施行(平成19年12月)の後は、犯罪被害者等から聴取した意見や心情を聴取し、(1) 仮釈放等を許すか否かの判断、(2) 特別遵守事項の設定及び(3) 保護観察実施上の参考事項の設定に当たり、考慮することとしている。

(2) 保護観察における心情等伝達の実施【V、第3の1(22)】

保護観察における心情等伝達制度の施行(平成19年12月)の後は、犯罪被害者等から聴取した心情等を保護観察対象者に伝達するとともに、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を行っている。

(3) 被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項の設定【V、第2の2(12)イ】

ストーカー事犯者、性犯罪事犯者等の保護観察対象者に対しては、事案に応じて、当該被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を設定し、それを遵守させるなどし、指導監督を行っている。

(4) 性犯罪事犯者等に対する専門的処遇プログラム受講の義務付け

保護観察において、更生保護法（平成19年法律第88号）の施行（平成20年6月）の後、性犯罪事犯者に対しては性犯罪者処遇プログラムを、また、暴力事犯者に対しては暴力防止プログラムを、いずれもその受講を特別遵守事項として設定し義務付けて実施している。

(5) 被害者への対応に関する生活行動指針の設定

被害者のある事案の加害者である保護観察対象者に対しては、事案に応じて、被害者に対する慰謝の措置や被害弁償に誠意を尽くすことなどの生活行動指針を設定し、それを守るよう指導監督を行っている。

(6) しょく罪指導の実施【Ⅴ、第2の2（12）ウ】

保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しょく罪のための指導を実施し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を行っている。（1）自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。（2）犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。（3）犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償などの責任があることを自覚させる。（4）具体的なしょく罪計画を策定させる。